★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★

 NPO関連情報お知らせメール　（令和６年６月28日号）

★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★

大阪府男女参画・府民協働課より「NPO関連情報お知らせメール」にご登録

いただいた皆様へ情報提供させていただきます。

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

◆◇◆目　次◆◇◆

【１】令和６年度大阪府環境保全活動補助金２次募集のお知らせ

【２】労働者協同組合の設立支援（個別相談）を実施しています！

【３】その他の助成情報

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【１】令和６年度大阪府環境保全活動補助金２次募集のお知らせ

----------------------------------------------------------------------

　大阪府では、府内で活動している方々で組織された民間団体の豊かな環境の保全及び

創造に資する自主的な活動を促進するため、他の模範となる環境保全活動等に補助金を

交付しています。現在、令和６年度の補助対象事業及び団体を２次募集中です。

ぜひ、ご申請ください。

【補助対象となる事業】

（１）地球温暖化防止活動や環境美化活動などの実践活動

（２）環境イベントや学習会などの教育啓発活動

（３）環境保全に関する調査研究活動

【補助金額】

上限35万円、下限５万円の範囲内で以下（１）及び（２）の低い方の額

（１）補助対象経費の２分の１

（２）補助対象経費から事業実施に伴う収入（参加費、出展料など）を減じた額

【募集期間】

令和６年７月31日（水曜日）まで

【お問合せ】

大阪府環境農林水産部　脱炭素・エネルギー政策課

　　府民共創グループ　　TEL：06-6210-9287

▼詳しくはこちら▼

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/chikyukankyo/katsudo/hojyokin.html>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【２】労働者協同組合の設立支援（個別相談）を実施しています！

----------------------------------------------------------------------

　大阪府では、「労働者協同組合法」が令和４年10月から施行されたことに伴い、

府民の皆様に向けたセミナーの開催等による普及・啓発を行っています。

その一環として、このたび労働者協同組合の普及促進を目的とした、

アドバイザーによる設立支援を昨年度に引き続き実施しています。

設立意思を有しつつも、設立方法がわからない方に対し、個別相談による

具体的な設立に向けたアドバイスを行います。

　法人設立を検討されている方は、この機会に是非ご活用ください！

【支援内容】

労働者協同組合の設立に関するアドバイス

（届出書類の手続き代行等の業務は対象外です）

（例）事業内容の検討、事業計画書・定款の作成に関するアドバイス、類似事例紹介

※事前に職員が相談内容をお伺いします

【支援対象】

労働者協同組合の設立または他法人（NPO法人、企業組合）からの移行を検討している

府内の団体等

【支援回数】

原則１団体あたり、最大５回まで

※費用は無料です

【申込み方法】

事前申込が必要です。大阪府の関連ホームページからお申込みください。

※申込みには利用者登録が必要です

【受付期間】

令和７年２月28日（金曜日）まで（先着順）

【お問合せ】

商工労働部　雇用推進室　労働環境課　労働環境推進グループ

電話：06-6946-2605　 e-mail：rodokankyo-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

▼詳しくはこちら▼

　<https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/moyo/detail.php?recid=28164>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【３】その他の助成情報

現在公募中のその他の助成情報についてお知らせします。

申込み方法等詳細については、記載のホームページをご確認ください。

----------------------------------------------------------------------

■公益財団法人　洲崎福祉財団　令和６年度　上期・一般助成（西日本）

【対象団体】

・営利を目的としない次の法人格を取得している団体（公益財団法人・公益社団法人、

一般財団法人・一般社団法人（非営利型限定）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、

認定特定非営利活動法人ほか）

・法人格のない任意団体は、当財団の理念に沿う公益活動において３年以上の継続的な実績と、

これを証明する資料があり、且つ今後2年以内に法人化する予定がある営利を目的としない

団体であれば対象

・難病患者会については、法人格の有無や活動年数などは不問

【対象エリア】

本店所在地が、西日本エリア（三重県・滋賀県・京都府以西）、または首都圏（１都３県）に所在

【対象事業】

障がい児・者の自立と福祉向上を目的とした各種活動

障がい児・者に対する自助・自立の支援事業

採択後、令和６年12月１日から申請事業を開始し、令和７年５月31日までに終了する事業

【助成額】

　半期予算 5,000万円　1件あたりの上限金額は以下の通り（下限金額はいずれも10万円）

【福祉車両】300万円　※車椅子等の昇降装置を装備した、車両本体の消費税が非課税の車両

【一般車両】200万円

【物品購入】200万円

【施設工事】300万円

【 その他 】200万円

【募集期間】　令和６年７月１日（月曜日）から令和６年８月17日（土曜日）まで〈消印有効〉

【お問合せ】

公益財団法人洲崎福祉財団 事務局

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号日本橋室町三井タワー15階

TEL：03-6870-2019 / FAX：03-6870-2119

※平日9:30～16:00（土・日・祝日休み）

▼詳しくはこちら▼

<https://swf.or.jp/josei>

■第24回大阪弁護士会　人権賞

【助成対象】

　　以下の活動をされている個人、グループ及び団体（ただし、弁護士個人及び弁護士のみで

構成される団体等は除きます。）で、近畿地区に住所、事務所または活動の本拠を置いている方。

ただし、その活動が全国的又は国際的広がりがあるときは、本拠地が近畿地区外であっても、

近畿地区で活動を行っている場合は、対象となります。

１．子ども、高齢者、障がい者、女性、外国人、犯罪被害者等社会的弱者の人権擁護活動

２．消費者問題、公害・環境問題等の分野における人権擁護活動

３．人権思想の確立のための実践、研究、啓発

４．国際的な人権擁護活動又は研究

５．その他諸分野における人権擁護に関する活動又は研究

【助成金額】

　原則１名（１団体）に表彰状と副賞（総額30万円）を贈呈。

【応募締切】

　令和６年８月29日(木曜日)　まで

【お問合せ】

大阪弁護士会 委員会部 人権課内　人権賞担当事務局

　〒530-0047　大阪市北区西天満１－１２－５

TEL：06-6364-1227（直通）

FAX：06-6364-7477

▼詳しくはこちら▼

　<https://www.osakaben.or.jp/info/2024/2024_0621.php>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

※本メールは送信専用システムにより送信させていただいております。

※メールアドレスの変更、配信停止については大阪府ホームページをご覧ください。

　<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-mail.html>

【メールマガジン発行担当】

　大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ

　　〒540-0008

　　大阪市中央区大手前１丁目３番49号

　　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階

　　電話：06-6210-9267（直通）

　　ファックス：06-6210-9322

　　メール：fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp